

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2024 年 10 月 1 日

株式会社じげん

2024 年 10 月 1 日

吸収合併に係る事後開示書類
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

東京都港区虎ノ門三丁目 4 番 8 号
株式会社じげん
代表取締役 社長執行役員 CEO 平尾 丈

当社（以下「甲」といいます。）及び株式会社ヒカク（以下「乙」といいます。）は、2024 年 8 月 26 日付で吸収合併契約書を締結し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社、効力発生日を 2024 年 10 月 1 日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2024 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

乙は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 27 日付で、乙の株主に対し、吸収合併をする旨並びに甲の商号及び住所に係る通知を行いました。が、所定の期間内に、同条第 1 項に従って、乙に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

乙は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

乙は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 27 日付の官報及び電子公告にて、吸収合併をする旨、甲の商号及び住所、甲及び乙

の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第796条の2ただし書に規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

本合併は、会社法第797条第1項ただし書に規定する場合（簡易吸収合併）に該当することから、甲に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第799条）

甲は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年8月27日付の官報及び電子公告にて、吸収合併をする旨、乙の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

甲は、本合併の効力発生日である2024年10月1日をもって、乙からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第200条第5号）

別紙に記載のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

本合併の効力発生日である2024年10月1日から14日以内に行う予定です。

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した甲の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はいませんでした。

以 上

別紙（会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項（吸収合併契約の内容を除く。））

2024 年 8 月 27 日

吸収合併に係る事前開示書類

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項）

2024 年 8 月 27 日

株式会社ヒカク

吸収合併に係る事前開示書類
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項)

東京都渋谷区代々木 1-11-2 フロンティア代々木 3F-B
株式会社ヒカク
代表取締役 麻生 輝明

当社（以下「甲」といいます。）は、株式会社じげん（以下「乙」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024 年 10 月 1 日を効力発生日として、乙を吸収合併存続会社、甲を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにいたしました。

本合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び第 3 項）

本合併に際しては、株式その他の金銭等の合併対価の交付は行いません。乙は、本合併の効力発生日において、甲の発行済株式の全てを所有していることから、かかる取扱いとは相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号及び第 4 項）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号及び第 5 項第 1 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（同条第 6 項第 1 号）

i 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

乙は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

- ii 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- iii 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

- (2) 吸収合併消滅会社である甲の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号イ）

該当事項はありません。

- 6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第 789 条第 1 項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併の効力発生後における乙の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本合併の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本合併の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上